

○福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則

平成八年十二月二十七日

福島県規則第九十号

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則をここに公布する。

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律七十七号。以下「法」という。）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、第一種特定海洋生物資源及び第一種指定海洋生物資源の採捕の数量又は第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び第二種指定海洋生物資源知事管理努力量の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(採捕の数量の報告者)

第三条 法第十七条第三項の規則で定めるもの（以下「採捕の数量の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- 一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第一項の小型機船底びき網漁業
- 二 漁業法第六条第五項第二号の第二種共同漁業
- 三 福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第七条第二号ウのさし網により営む漁業
- 四 福島県漁業調整規則第七条第二号カの固定式さし網により営む漁業
- 五 福島県漁業調整規則第七条第二号ケの小型定置により営む漁業
- 六 太平洋広域漁業調整委員会（漁業法第一百条第一項に規定する委員会をいう。次条第一項第一号において同じ。）が承認した沿岸くろまぐろ漁業
- 七 第一号から第六号までに掲げる漁業以外の漁業でくろまぐろを採捕する漁業

（平一四規則一一〇・平一八規則六・平二〇規則三五・一部改正）

(採捕の数量の報告方法)

第四条 採捕の数量の報告者は、法第十七条第三項に規定するもののほか、次に掲げる事項を知事に報告するものとする。

一 採捕に係る船舶の漁船登録番号及び船名又は太平洋広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐる漁業の承認番号及び船名

二 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした年月日

2 法第十七条第三項の規定による報告は、次の表の第一欄に掲げる第一種特定海洋生物資源について、同表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる日ごとに当該日が属する月に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第四欄に掲げる期限までに採捕の数量の報告書（様式第一号）を知事に提出することにより行うものとする。

くろまぐる	漁獲可能量による管理の対象となる期間（以下「管理期間」という。）	月の末日	当該月の翌月の十日まで
-------	----------------------------------	------	-------------

3 知事が法第八条第二項の公表をしたときは、法第十七条第三項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する管理期間の末日までの間は、当該公表に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から三日以内に採捕の数量の報告書を知事に提出することにより行うものとする。

4 前項の採捕の数量の報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で提出した場合における第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（平一四規則一一〇・平一五規則二九・平一五規則六二・平一六規則二・平一八規則六・平二一規則八〇・平二五規則五・一部改正）

（漁獲努力量等の報告）

第五条 法第十七条第四項の規定により報告を行う者（以下「漁獲努力量等の報告者」という。）は、同項に規定するもののほか、次に掲げる事項を知事に報告するものとする。

一 漁ろう作業に係る船舶の漁船登録番号及び船名

二 知事管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行った年月日

2 法第十七条第四項の規定による報告は、次の表の第一欄に掲げる第二種特定海洋生物資源について、同表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に行われた漁ろう作業に係る知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、同表の第四欄に掲げる期限までに漁獲努力量等の報告書（様式第二号）を知事に提出することにより行うものとする。

やなぎむしがれい	四月一日から五月三十	月の末日	当該月の翌月の十日ま
	一日までの間		で
	六月一日から同月三十	旬の末日	当該旬の翌旬の末日ま
	日までの間		で

3 知事が法第八条第二項の公表をしたときは、法第十七条第四項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日が属する漁獲努力量の対象となる期間の末日までの間は、当該公表に係る第二種特定海洋生物資源を採捕するために行った漁ろう作業終了後最初にいずれかの港に入港した日ごとに、当該入港した日から三日以内に漁獲努力量等の報告書を知事に提出することにより行うものとする。

4 前項の漁獲努力量等の報告書を郵便等で提出した場合における第二種特定海洋生物資源を採捕するために行った漁ろう作業の終了後にいずれかの港に入港した日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(平一五規則六二・追加、平一六規則二・一部改正)

(電子情報処理組織による報告)

第六条 知事は、法第十七条第三項又は第四項の規定による報告については、第四条第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項の報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と採捕の数量等の報告者又は漁獲努力量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた報告は、県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

3 電子情報処理組織を使用して法第十七条第三項又は第四項の規定による報告をしようとする者についての第四条第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項の規定の適用については、第四条第一項中「報告書（様式第一号）を知事に提出する」とあるのは「報告を入出力装置（採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が指定するものに限る。次項において同じ。）から入力してファイルに記録する」とし、同条第二項中「報告書を知事に提出する」とあるのは「報告を入出力装置から入力してファイルに記録する」とし、前条第二項中「報告書（様式第二号）を知事に提出する」とあるのは「報告を入出力装置（漁獲努力量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が指定するものに限る。次項において同じ。）から入力してファイルに記録する」とし、同条第三項中「報告書を知事に提出する」とあるのは「報告を入出力装置から入力してファイルに

記録する」とする。

(平一四規則一一〇・追加、平一五規則六二・旧第四条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

(その1)

(平14規則110・平15規則62・旧別記様式・一部改正)

採捕の数量の報告書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 印

[法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名]

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

漁船登録番号 又は承認番号		船 名	
第一種特定海洋生物資源の種類		陸揚げした日	採捕の数量 (kg)
くろまぐろ	30kg未満		
	30kg以上		

備考

- 1 この報告書は、第一種特定海洋生物資源について報告する場合（水産業協同組合法に基づく漁業協同組合が組合員に代わりくろまぐろの採捕の数量を報告する場合を除く。）に使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第1号（第4条関係）

（その2）

採捕の数量の報告書

年 月 日

福島県知事

組合名

代表者氏名 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ小型魚（30kg未満）

氏名	住所	漁船登録番号又は承認番号	船名	陸揚げした日	採捕の数量(kg)

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ大型魚（30kg以上）

氏名	住所	漁船登録番号又は承認番号	船名	陸揚げした日	採捕の数量(kg)

備考

- 1 水産業協同組合法に基づく漁業協同組合が、組合員に代わりくろまぐろの採捕の数量を報告する場合に使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 3 採捕の数量等の報告者である組合員は、その所属漁業協同組合長に対して、その所属漁協が当該組合員に代わって福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第4条に定める報告事項を報告することを書面で委任し、これを添付すること。

様式第2号（第5条関係）

（平15規則62・追加）

漁獲努力量等の報告書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第4項の規定に基づき、漁獲努力量等を次のとおり報告します。

漁船登録番号			船名	
第二種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	海 域	漁獲努力量 (隻日数)	漁ろう作業を 行った年月日

備考

- 1 隻日数とは、当該採捕を行う者が使用する船舶の隻数に操業日数を乗じて得た数をいう。
- 2 「漁ろう作業を行った年月日」欄は、当該期間に漁ろう作業を行った全ての年月日を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則（平成一四年規則第一一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第二九号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則第三条第一項の規定は、平成十六年一月一日から適用する。

附 則（平成一八年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三五号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第八〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、平成二十一年九月一日から適用する。

附 則（平成二五年規則第五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則第三条第一項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に陸揚げされた第一種特定海洋生物資源について適用し、施行日前に陸揚げされた第一種特定海洋生物資源については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年規則第七六号）

- 1 この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（以下、「改正後の規則」という。）第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表第一号の項中「十日」とあるのは、「末日」とする。